

総務部 令和3年度事業計画

基本方針

- 1 事務局の機能のさらなる充実と事務処理の合理化・迅速化を行う。
- 2 事務局職員の事務処理の合理化・迅速化を図るため、電子メールによる資料の配布を希望する会員がさらに増加するよう努める。
- 3 司法書士による不祥事により、市民の司法書士に対する信頼が揺らがないよう、当会に寄せられた苦情の対応を適切に行う。
- 4 非司法書士による登記業務への参入が、不動産登記制度や商業・法人登記制度への市民の安心や信頼に影響を及ぼす懸念があることから、情報収集を継続し、対策を検討する。

第1 事務局機能の適正化と、事務処理の合理化

- 1 事務局のさらなる事務処理の効率化・迅速化に努め、業務内容の充実を図るために必要な方策を実施する。
特に会員へ配布する大量の資料の印刷及び梱包が事務処理の効率化・迅速化の弊害となっていることから、電子メールによる資料の配布を希望する会員がさらに増加するよう努める。
- 2 コンピュータソフトウェアの活用による能率化を含め、合理化に努める。

第2 苦情対応

市民の司法書士に対する信頼が揺らがないよう、当会に寄せられた苦情の対応を適切に行うよう努める。

第3 非司法書士活動への対策

司法書士法施行規則第41条の2の施行に伴い、法務局からの要請があれば速やかに調査を行う等、非司法書士活動の情報収集と対策について非司法書士排除委員会の事業の拡充を図る。また、対外的な広報や申し入れ等が必要に応じて行っていく。

第4 会則等の改廃に伴う事項

- 1 会則、規則、規程の適切な運用を行う。
- 2 規則、規程の検討と制定を行う。

第5 制度振興対策

- 1 公益社団法人富山県公共嘱託登記司法書士協会へ必要に応じて助言を行う。
- 2 公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート富山県支部へ必要に応

じて助言を行う。

- 3 日本司法書士政治連盟富山会へ必要に応じて助言を行う。
- 4 司法書士法改正に関する研修会を必要に応じて開催する。

第6 関連団体との情報交換・交流など

- 1 日本司法書士会連合会中部ブロック会
- 2 4団体連絡協議会（公益社団法人富山県公共嘱託登記司法書士協会、公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート富山県支部、日本司法書士政治連盟富山会及び当会）
- 3 富山県士業懇話会
- 4 裁判所
- 5 法務局
- 6 富山県宅地建物取引業協会、金融機関

第7 その他

- 1 会則等の改正等に迅速に対応するため、必要に応じて臨時総会を開催する。
- 2 当会図書室の在庫管理データベースの更新、使い勝手や運用方法の改善等について検討する。
- 3 印刷経費削減のため、各種印刷物（会員名簿、理事会文書、各種文書等）のペーパーレス化を検討する。
- 4 昨今の新型コロナウイルスの感染状況等を鑑み、必要があれば、総会の出席方法（例として、Web会議システムを用いて出席・投票することの可否）の検討を行う。

企画部 令和3年度事業計画

基本方針

司法書士の職務の高度化かつ専門化に対応すべく、具体的かつ実務的な研修を行う。研修委員会の運営方法を検討し、研修会の企画の効率化を図る。集合形式研修に加え、WEB配信研修を開催することとして、会員が研修を受講しやすい環境を整える。

富山県司法書士会研修規則の改正により、会員には12単位以上（8単位以上は甲類によるものとし、そのうち2単位以上は倫理研修によるものとする）の研修単位の取得義務が課されているため、各会員のより一層の研修単位取得促進を図る。

集合形式による研修会の資料については、可能な限り事前に受講会員に電子メールで送信し、各自プリントアウトしたものを研修会に持参していただくことを原則とする。資料の配布を希望される会員に対しては、有償にて配布する。

第1 研修会の実施等

1 研修委員会の活動

- (1) 司法書士業務に関する研修会の開催
- (2) 司法書士制度及び司法書士の執務全般に関する研修会の開催
- (3) 近時改正予定の法律に関する研修会の開催
- (4) 倫理研修の開催
- (5) 財産管理業務、民事信託に関する研修会の開催

2 業務研究委員会の活動

司法書士業務における執務のあり方、実務上の問題点についての研究並びに司法書士制度及び司法書士の執務全般に関する研究

3 年次制研修の開催

- 4 司法書士中央新人研修後期日程、中部ブロック新人研修への講師派遣
- 5 公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート富山県支部との共催による研修会の実施
- 6 新人のための配属研修の実施
- 7 新入会員研修プログラムの実施

第2 単位制研修制度における12単位以上の単位取得の促進

- 1 当会研修規則及び単位制研修実施要領の運用を評価し改善を図る。
- 2 日司連研修情報システム、eラーニングの利用を促進する。
- 3 インターネット同時配信研修への参加

第3 空き家問題対策

- 1 空き家問題対策に関する研究、会議への参加提言、研修会の実施
- 2 相談事業部との共同開催による空き家電話相談会の実施

第4 支部研修会への助成

広報部 令和3年度事業計画

基本方針

司法書士制度や司法書士の業務内容について、広く市民に認知されるよう各種メディアを活用して、広報活動を行う。本年度開催が予定されている各相談会の開催告知の案内は、プレスリリース、ホームページ、新聞広告、チラシ（回覧板）を主体に行っていく。

市民を対象とした出張法律講座について広報し、申し込みがあった場合は講師派遣等を行う。

引き続き教育推進委員会を設置し、主に高校生を対象とした法教育事業を推進する。

日本司法書士会連合会とも連携して総合相談センターを相続に関する相談窓口として広報を行う。

第1 対外広報活動

- 1 「相続に関する相談会」（8月）の広報
- 2 「成年後見相談会」（9月）の広報
- 3 「法の日司法書士法律相談会」（10月）の広報
- 4 「労働相談会」（11月）の広報
- 5 「相続登記・遺言・後見の相談会」（2月）の広報
- 6 司法書士制度並びに業務内容についての広報
- 7 富山県司法書士会総合相談センターについての広報

第2 会務通信の発行

年3回（6月、10月、2月）、会務通信を発行し、会員に対して当会の情報を伝える。

第3 ホームページの更新

ホームページを活用し、市民に対しては、相談会の情報等富山県司法書士会をPRできるよう情報発信するとともに、会員に対しても研修会の情報等有益な情報を提供するよう随時更新する。日本司法書士会連合会と連携してホームページ上で相続登記に関する相談受付システムについて検討する。

第4 出張法律講座

出張法律講座の依頼があった場合は講師を派遣し、職能を生かした市民への情報提供や司法書士制度に関する広報活動の一環とする。

第5 法教育事業

前年度に引き続き法教育推進委員会を設置して、主に高校生を対象とした法律講座等を

提供できる環境を整え、法教育活動を実施する。コロナ禍においてはインターネットを利用したリモート教室が開催できないか検討する。

相談事業部 令和3年度事業計画

基本方針

- 1 総合相談センターについては、相談員の拡充に努めるとともに、対応力の向上を図るための研修会を開催し、市民にとって総合相談センターがより利用しやすい機関となるように努める。
- 2 相談会においては、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を徹底するとともに、非対面・遠隔型の相談について調査・研究し、導入を検討する。
- 3 相続登記の義務化を含む民法等の一部改正が令和5年以降、順次施行されるため、増加が予想される相続に関する相談に対応するための体制を構築する。また、日本司法書士会連合会が実施する相続登記促進事業に協力し、連携をはかる。
- 4 司法書士の専門性を活かした各種相談会を開催する。各支部とも今後のより良い相談会を行うため協議を行う。関係団体との連携を強化する。
- 5 新型コロナウイルス感染症の感染拡大期を経て、経済活動は再開しつつあるものの、影響は長期化しており、相対的に弱い立場の者にしわ寄せが及び、格差社会が顕在化している。法的支援を必要とする者に対して必要な支援をすることができる体制を強化する。

第1 相談活動

- 1 富山県司法書士会総合相談センターによる常設電話・面談による相談受付
- 2 相続に関する相談会（8月）の開催
- 3 成年後見相談会（9月）の開催
- 4 法の日司法書士法律相談会（10月）の開催
- 5 労働相談会（11月）の開催
- 6 相続登記・遺言・後見の相談会（2月）の開催
- 7 その他必要に応じた相談会の開催

第2 他団体との連携

関係団体が企画した会議や情報交換会等への出席

第3 相談員の派遣

関係団体が企画した合同相談会等への相談員の派遣

第4 研修会の開催

必要に応じた研修会の開催

第5 新型コロナウイルス感染症対策

非対面・遠隔型相談の調査、研究及び導入